

令和4年度運営（実地）指導結果 サービス種別：訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営（実地）指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人ふるさと自然村	室戸市	ヘルパーステーションさんさん	R4.7.26	なし		
株式会社タケザキ	室戸市	ヘルパーステーションひまわり	R4.7.27	<p>1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。</p> <p>2 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。</p> <p>3 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。</p> <p>4 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例（次の（1）及び（2）にもかかわらず特定事業所加算（Ⅱ）を算定）が認められた。</p> <p>（1）指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成していない</p> <p>（2）指定訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始しておらず、またサービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けていない</p>	改善済	
株式会社 manoAmano	安芸市	ヘルパーステーション花	R4.1.25	<p>1 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2. 5以上配置していない期間が認められた。</p> <p>2 常勤のサービス提供責任者を配置していない期間が認められた。</p> <p>3 常勤の管理者を配置していない期間が認められた。</p> <p>4 サービス提供の記録において、次の（1）及び（2）が認められた。</p> <p>（1）提供した具体的なサービスの内容を記録していない事例</p> <p>（2）実態と相違するサービス提供の記録</p> <p>5 運営規程に実態と相違する事項（従業者の職種）が認められた。</p> <p>6 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯でないにもかかわらず、夜間・早朝加算を算定）が認められた。</p>	改善済	
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルパーステーションあき	R4.10.11	<p>1 事業所の所在地及び平面図を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。</p> <p>2 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た記録がない事例が認められた。</p> <p>3 必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。</p> <p>4 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。</p> <p>5 特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たり、次の（1）及び（2）が認められた。</p> <p>（1）指定訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達するに際して、文書等の確実な方法（直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等）により伝達していない</p> <p>（2）事業所における緊急時の対応可能時間を記載した文書を利用者に交付して、説明していない</p>	改善済	
株式会社AYS	安芸市	ヘルパーステーション優	R4.11.10	なし		
社会福祉法人ふるさと自然村	安芸市	ヘルパーステーションてくてく	R4.12.15	<p>1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。</p> <p>2 居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載のない事例が認められた。</p>	改善済	
株式会社あかつき	南国市	ヘルパーステーションわかば	R4.6.9	<p>1 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。</p>	改善済	
株式会社竹内食品	南国市	ヘルパーステーション紬	R4.6.28	<p>1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。</p> <p>2 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2. 5以上配置していない期間が認められた。</p> <p>3 常勤の管理者を配置していない期間が認められた。</p> <p>4 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付していない事例が認められた。</p> <p>5 提供した具体的なサービスの内容を記録していない事例が認められた。</p> <p>6 必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。</p> <p>7 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数及び営業日）が認められた。</p> <p>8 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。</p>	改善済	
株式会社キッズ	土佐市	あいのて	R4.6.2	<p>1 利用者の同意を得ていない訪問介護計画が認められた。</p> <p>2 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。</p> <p>3 職場におけるハラスメントにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていないことが認められた。</p> <p>4 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。</p>	改善済	

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営(実地)指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
合同会社愛浜	土佐市	訪問介護ステーション愛浜	R4.7.14	1 運営規程を変更しているにもかかわらず、届け出ていないことが認められた。 2 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していないことが認められた。	改善済	
有限会社四国総合介護システム	土佐市	ヘルパーステーションすまいる	R4.11.8	1 訪問介護計画について、利用者の同意を得ていない事例及び当該訪問介護計画を利用者に交付していない事例が認められた。 2 特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たり、事業所における緊急時の対応可能時間を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人須崎市社会福祉協議会	須崎市	須崎市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	R4.9.29	1 サービス提供責任者を必要な員数以上配置していない期間が認められた。 2 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。	改善済	
有限会社ワンカラ	宿毛市	ヒロ・ケアサポート	R4.7.6	1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。 2 重要事項説明書において、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た記録がない事例 （2）重要事項説明書に不足する事項（運営規程の概要（事業の目的、従業者の職務の内容、緊急時等における対応方法）、事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況） 3 必要な訪問介護計画の変更を行っていない事例が認められた。 4 運営規程に不足する事項（管理者及びサービス提供責任者の職務の内容）及び実態と相違する事項（従業者の員数、営業時間、通常の事業の実施地域）が認められた。 5 職場におけるハラスメントの防止について、相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知していないことが認められた。 6 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
合資会社サンクロスしまず	宿毛市	訪問介護事業所サンクロスすくも	R4.7.7	1 常勤の管理者を配置していない期間が認められた。 2 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。 3 職場におけるハラスメントの防止について、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していない （2）相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知していない	改善済	
医療法人聖真会	土佐清水市	医療法人聖真会 ホームヘルプサービスセンター「あったか渭南」	R4.8.31	1 特定事業所加算（Ⅱ）について、当該事業所における緊急時等の対応方針及び対応可能時間を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っていないことが認められた。	改善済	
有限会社龜乃子	土佐清水市	龜の子ヘルパーステーション	R4.10.26	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
合資会社サンクロスしまず	土佐清水市	合資会社サンクロスしまず	R4.10.26	1 加算を算定する場合に、当該加算の要件及び趣旨について、事前に重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
有限会社ADONIS	四万十市	ホームヘルパーステーション福寿草	R4.7.6	なし		
有限会社西田順天堂葬局	香南市	ヘルパーステーション白岩	R4.8.2	1 運営規程に実態と相違する事項（その他の費用の額）が認められた。	改善済	
株式会社二チイ学館	香南市	二チイケアセンター香南東	R4.9.22	なし		
社会福祉法人香南市社会福祉協議会	香南市	訪問介護事業所ふれあいの里	R4.12.13	1 運営規程に実態と相違する事項（従業者の職種、員数及び職務の内容）が認められた。	改善済	
かみ介護サービス株式会社	香美市	ヘルパーステーションあさひ	R4.12.8	1 運営規程に実態と相違する事項（営業日及びその他の費用の額）が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 3 利用者又はその家族から苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していない事例が認められた。 4 介護報酬の額の算定に当たり、次の（1）及び（2）のとおり不適切な事例が認められた。 （1）指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない （2）新規に訪問介護計画を作成した利用者でないにもかかわらず初回加算を算定	改善中	

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営(実地)指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
株式会社和ごころ	安芸郡田野町	ヘルパーステーション和ごころ	R4.6.30	<p>1 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。</p> <p>2 常勤のサービス提供責任者を配置していない期間が認められた。</p> <p>3 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た記録がない事例が認められた。</p> <p>4 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。</p> <p>5 利用者の同意を得ていない訪問介護計画が認められた。</p> <p>6 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数、その他の費用の額）が認められた。</p> <p>7 勤務表を作成していないことが認められた。</p> <p>8 従業者が、従業者でなくなった後においても、秘密を保持するための必要な措置を講じていないことが認められた。</p> <p>9 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていないことが認められた。</p> <p>10 介護報酬の額の算定に当たり、次の（1）から（4）のとおり不適切な事例が認められた。</p> <p>(1) 身体介護サービスを提供していないにもかかわらず、所要時間20分以上30分未満の身体介護中心型の訪問介護費を算定</p> <p>(2) 所要時間20分以上30分未満の身体介護中心型の訪問介護費を算定すべきところを、所要時間20分未満の身体介護中心型の訪問介護費を算定</p> <p>(3) 本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健診チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できないとされているところ、本人不在であるにもかかわらず、訪問介護費の「生活援助が中心である場合」の「所要時間20分以上45分未満の場合」の所定単位数を算定</p> <p>(4) サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行っておらず、また、指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した記録がないにもかかわらず初回加算を算定</p>	改善済	
有限会社ぬくもり介護センターおおの	吾川郡仁淀川町	ぬくもり介護センターおおの	R4.10.18	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会	吾川郡仁淀川町	サポートセンターほのか	R4.11.1	1 勤務表を月ごとに末日まで全ての日について作成していない期間があることが認められた。	改善済	
株式会社らくあん	高岡郡佐川町	ヘルパーステーションらくあん	R4.6.15	<p>1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。</p> <p>2 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。</p> <p>3 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。</p> <p>4 利用者の同意を得ていない訪問介護計画が認められた。</p> <p>5 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。</p> <p>6 職場におけるハラスマントの防止について、次の（1）及び（2）が認められた。</p> <p>(1) 事業主の方針等を従業者に周知していない</p> <p>(2) 相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知していない</p> <p>7 従業者であった者に対して秘密保持のための必要な措置を講じていないことが認められた。</p> <p>8 生活援助中心型の単位の算定に当たり、居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載のない事例が認められた。</p>	改善済	
四国部品株式会社	高岡郡越知町	介護サービスなごみ高知事業所	R4.8.4	1 居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載のない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人越知町社会福祉協議会	高岡郡越知町	社会福祉法人越知町社会福祉協議会	R4.10.4	なし		
社会福祉法人津野町社会福祉協議会	高岡郡津野町	津野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	R4.7.12	<p>1 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上配置していない期間が認められた。</p> <p>2 訪問介護計画を作成していない事例が認められた。</p> <p>3 職場におけるハラスマントの防止について、相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知していないことが認められた。</p> <p>4 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。</p>	廃止済 ※基準該当に移行	